

草津市子ども・子育て支援事業計画の概要と量の見込み

1. 事業計画の概要

(1) 法的根拠 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画概要 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画

(3) 計画期間 平成27年度～平成31年度（5か年）

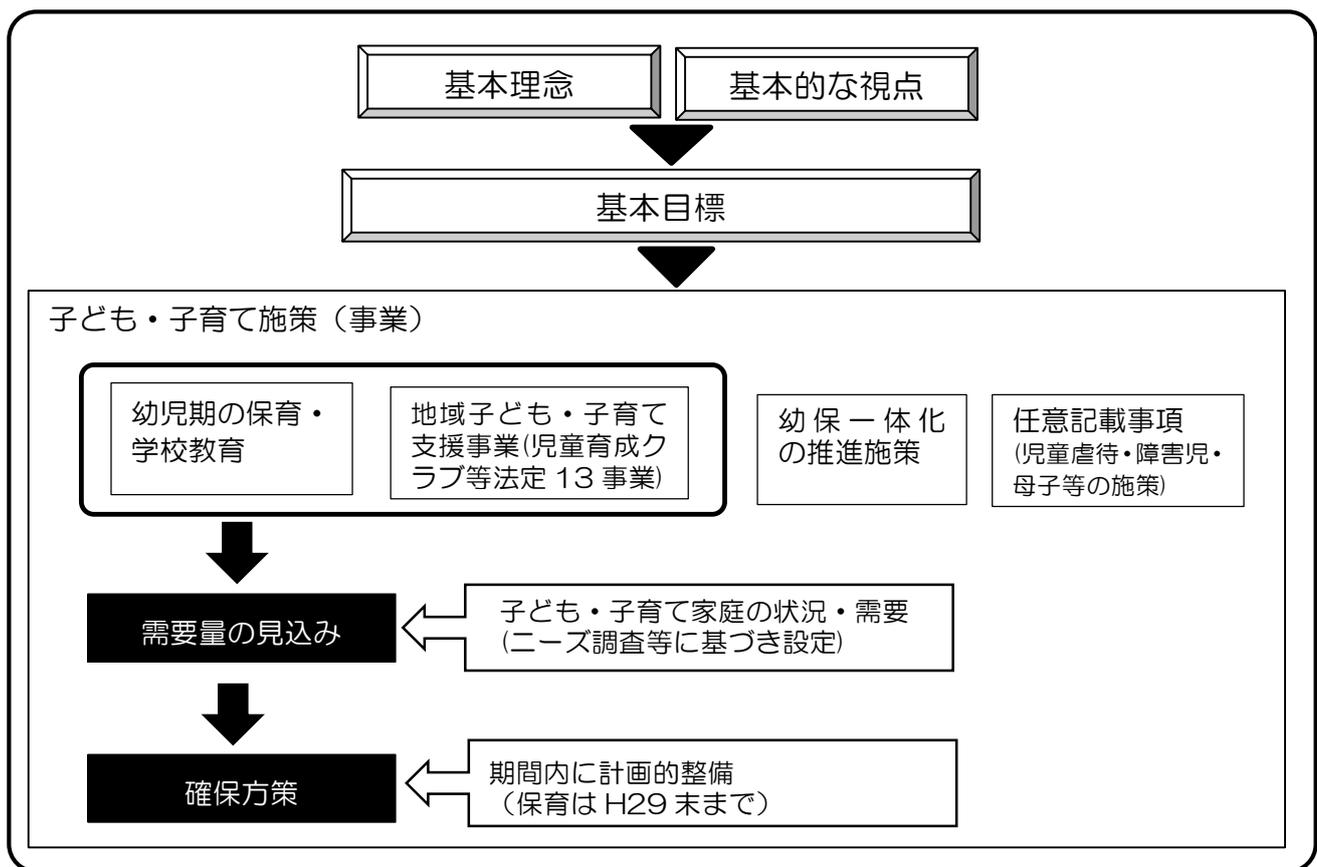
(4) 計画の経過

平成	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	次世代育成支援対策地域行動計画 前期計画(17-21)、後期計画(22-26)										子ども・子育て支援 事業計画					

(5) 計画の構成（案）

I) 計画の策定にあたって（趣旨・期間・対象等など）
II) 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題（人口動向、各事業の状況、ニーズ調査等）
III) 計画が目指すもの
(1) 基本理念「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」
(2) 基本的な視点
①子どもの幸せ・成長を育む視点
②親の子育て力をサポートする視点
③社会全体で子ども・子育てを支える視点
④草津市の特性を活かしながら取り組む視点
IV) 草津市子ども・子育て支援事業計画
(1) 基本目標・基本施策
①子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり
②こどもの権利と安全を守る仕組みづくり
③心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり
④子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり
⑤子育てと仕事が両立できる環境づくり
(2) 幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援事業等について
①事業の提供区域
②幼児期の学校教育・保育（需要量の見込み、確保の量と実施時期）
③地域子ども・子育て支援事業（需要量の見込み、確保の量と実施時期）
④幼保一体化推進方策
⑤任意記載事項（児童虐待、母子・父子、障害児施策等）
V) 計画の推進に向けて（推進体制・計画の検証方法等）

(6) 事業計画のイメージ



(7) 子ども・子育て施策（事業）の区分

1. 幼児期の教育・保育

2. 地域子ども子育て支援事業

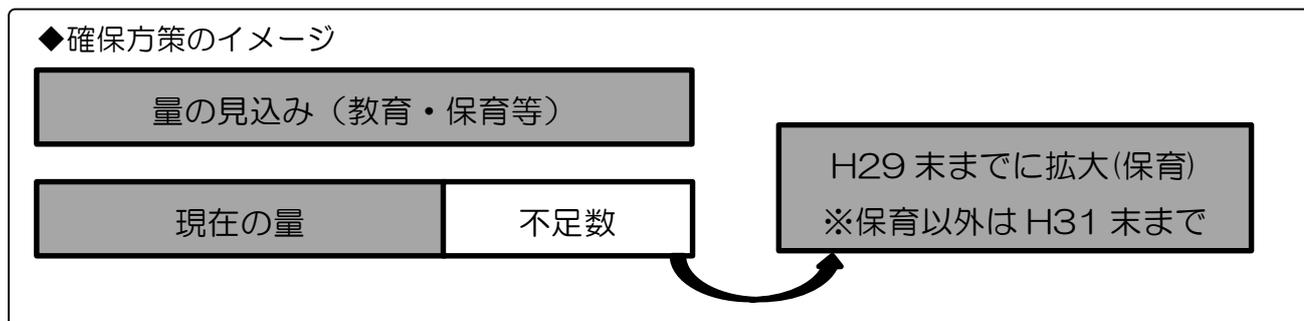
- ①放課後児童健全育成事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③子育て援助活動事業
- ④病児・病後児保育事業
- ⑤時間外保育事業
- ⑥一時預かり事業
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧養育支援訪問事業・要保護児童対策
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩妊婦に対し健康診査を実施する事業
- ⑪利用者支援事業【新規事業】
- ⑫多様な主体の参入促進事業【新規事業】
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

3. 幼保一体化の推進施策

4. 任意記載事項（児童虐待・障害児・母子等の施策）

2. 需要量の見込みと確保方策（概要）

「幼児期の教育・保育」および「地域子育て支援事業(13事業)」について、ニーズ調査、過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」と「確保方策（確保の量と時期）」を定め、不足数については、計画期間内に確保する。（保育は平成29年度末までに確保）



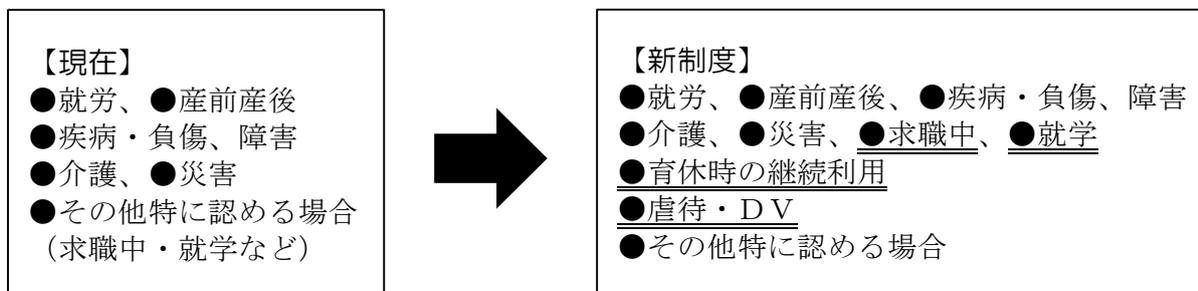
ポイント

①量の見込みには、潜在的な需要を含むため、現在の確保内容より、多くの事業整備が必要となります。（各事業共通）

※潜在的な需要とは、今は働いてなくても「働く場所が見つければ働きたい」「子どもが少し大きくなった段階で働きたい」、「施設が近くにあれば利用したい」などの需要です。

②保育における量の見込みには、新制度において拡大された保育要件が含まれてきます。

（求職中については、市町の任意要件から、法定要件に変更）



3. 教育・保育等の提供区域

教育・保育等の提供区域の設定は、本市においては、市域そのものがコンパクトであり、幼稚園・保育所においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「市域」を提供区域とします。

なお、確保方策の実施においては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めます。

4. 「需要量の見込み」の算出方法について

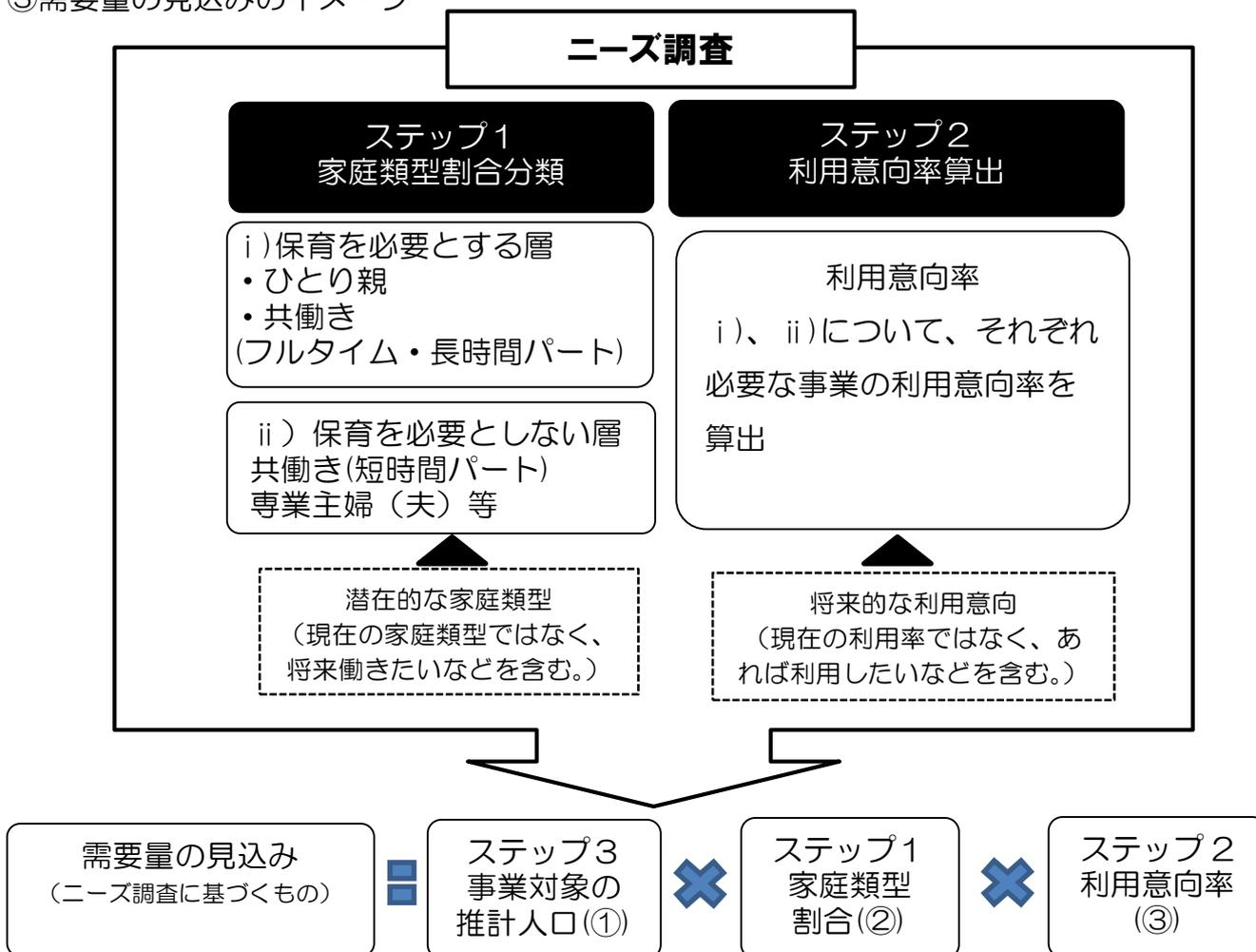
①算定方法の基本

- ・保護者へのニーズ調査等を踏まえて、標準的な算出方法（ニーズ調査の結果から数量的に導出したもの）によることを原則
- ・「標準的な算出方法と実態にかい離がある場合」や「標準的な算出方法に定めがない場合」などは、実績値等から潜在的な需要を含めて、量の見込みを算出し、子育て会議での議論を踏まえる。

②標準的な算出方法

- ・内閣府『「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込み」の算出等のための手引き』による。（以降、「国手引き」と表記します。）
- ・ニーズ調査について、「①家庭類型」、「②各事業の利用意向率」を分類・集計し、「③各年度の推計人口」に乗じる。

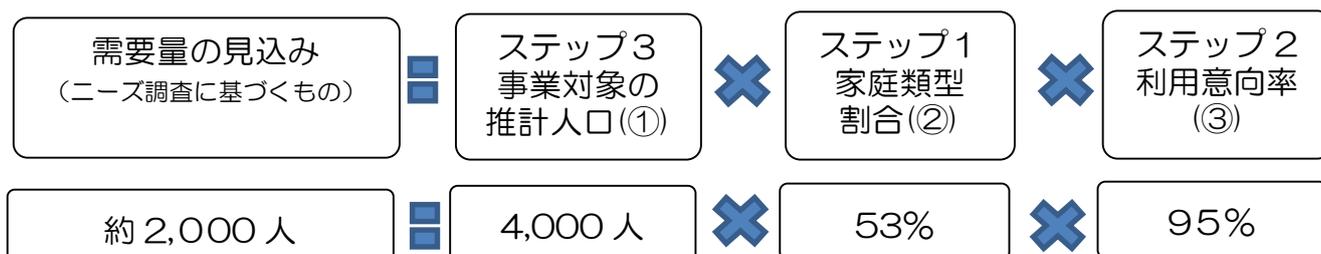
③需要量の見込みのイメージ



④需要量の見込みの算出例（数字・割合はサンプル）

対象事業（例）	保育
対象年齢	3－5歳

①対象年齢の推計人口	4,000人	人口推計から
②対象家庭類型（保育を必要とする層）の割合	60%	ニーズ調査から
③利用意向率	90%	



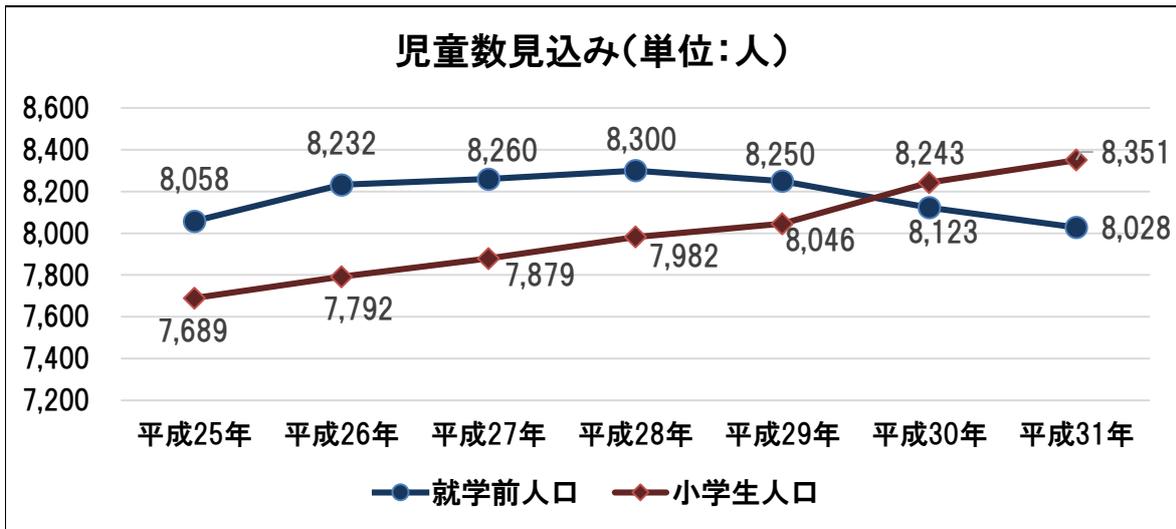
※実際の算出に際しては、就労形態に応じて、家庭類型を8つに分類し、それぞれ利用意向率を乗じ、家庭類型ごとに積上げて、需要量の見込みを算出します。

※病児保育事業など、年間延べ利用人数を需要量とするものについては、平均利用意向回数を乗じ、需要量の見込みを算出します。

(参考) 家庭類型の区分（国手引きに基づく。）

保育の必要性	タイプ	親の就労形態	保育・教育の受け皿
保育を必要とする層	A	ひとり親	保育所 (認定こども園) ※一部預かり保育を利用し、幼稚園での対応とすることも可能
	B	フルタイム×フルタイム	
	C	フルタイム×パートタイム（就労時間の下限以上）	
	E	パートタイム×パートタイム（いずれもが就労時間の下限以上）	
保育を必要としない層	D	専業主婦（夫）	幼稚園 (認定こども園)
	F	就労なし×就労なし	
	C'	フルタイム×パートタイム（就労時間の下限未満）	
	E'	パートタイム×パートタイム（いずれかが就労時間の下限未満）	

5. 事業対象の推計人口について



※直近までの人口増（平成26年4月まで）や市域の開発動向等について、コーホート（年齢階級）要因法における要因に加味し、推計を行ったもの

（参考）

